

福井工業大学 教員の教育・研究活動における倫理的基本指針

平成18年6月1日適用

<趣旨>

人間及び教員としての倫理観に立脚して、教育・研究活動に係る職務に適正・適切に従事する上で、規範として遵守すべき事項を掲げる。これらの基本的な事例に準拠して、職務全般にわたって教育・研究活動に倫理的にも遺漏の無いよう務めるものとする。

<教育活動>

- (1) 学生に対処する言動においては、常に教育的配慮をもって、学生が他人及び社会に対する倫理観と信頼感を醸成するよう指導に務めること。
- (2) 入学試験を含め、成績の評価・単位等の認定は客観的、かつ、厳正に行い、これらの評価・認定が当該学生の知力と人間性の成長の指針となるよう指導すること。
- (3) いたずらに、身分・立場、あるいは、身体的・性的な差異を誇示する言動をしないこと。
- (4) 学内情報システム・情報機器並びに教職員・学生の個人情報を含め、学内情報を適切に取り扱うこと。

<研究活動>

- (1) 研究活動は、その方法、過程、成果を常に客観的で検証可能とし、その成果を原則として公開し、他者の評価を受けるべきものであることを研究者倫理の基本認識とし、誠実に研究活動を進めること。
特に、当該研究の主導者は、学生を含め、共同・協力研究者等に上記の研究活動の基本の認識を喚起し、これに違背することの無いよう指導すること。
- (2) 研究データや結果の捏造、改ざん、他者データ・成果の盗用、同じ成果の重複発表、非公式の成果漏洩等の不正な行為は決して行ってはならない。
- (3) 研究費等の不正な取得・使用は決して行ってはならない。
- (4) 学内諸規程の定める禁止行為を行ってはならない。
- (5) 大学の教育・研究設備・機器、備品等を、私的な流用又は私的な営利目的に使ってはならない。

<教育・研究活動における不正行為への対応>

- (1) 教育・研究活動に不正な行為が疑義されるときは、学長は、別途設置の『福井工業大学教育・研究不正行為等対応委員会』に不正行為等の事実内容の調査、対応策の提案等を指示する。学長は、それらの結果を受けて対応を決定し、実施するものとする。
- (2) 教職員が自身又は学生等を通じて、本学における教育・研究活動に不正な行為が疑義されるときは、遅滞無く、『教育・研究不正行為等対応委員会』に申し出るものとする。

(以上)